

1 伊同教会則

伊丹市人権・同和教育研究協議会会則

制 定	昭和45年 6月 2日	一部改正	昭和55年5月20日
一部改正	昭和48年 5月22日	一部改正	昭和59年5月17日
一部改正	昭和50年12月15日	一部改正	平成14年5月14日
一部改正	昭和51年 5月18日	一部改正	平成27年5月12日
一部改正	昭和52年 5月24日	一部改正	平成29年5月16日
一部改正	昭和53年 5月16日		

第 1 章 名称および事務局

第1条 この会は、伊丹市人権・同和教育研究協議会(以下「伊同教」という。)と称し事務局を伊丹市教育委員会事務局人権教育室に置く。

第 2 章 目的および事業

(目的)

第2条 この会は、差別を許さない都市「伊丹」を実現するため人権・同和教育の研究と実践を行う。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 調査研究ならびに資料の収集および刊行に関すること。
- (2) 研究会、講演会等の開催に関すること。
- (3) 関係諸機関および団体との連携に関すること。
- (4) その他、目的達成に必要な事業に関すること。

第 3 章 組 織

第4条 この会は、第2条の目的に賛同する各種団体および機関ならびに有志をもって組織する。

第 4 章 役 員

(種類)

第5条 この会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 会 計 1 人
- (4) 事 務 局 長 1 人
- (5) 監 事 2 人

2 前項に定める者のほか、必要に応じて顧問を置くことができる。

この場合において顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(任務)

第6条 役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 会計は会計をつかさどる。
- (4) 事務局長は、会の事務をつかさどる。
- (5) 監事は、会計を監査する。

(選任)

第7条 役員は、総会において選任する。

2 理事は、専門部長、副部長および進路保障部会班長ならびに会長が必要に応じて有志のなかから委嘱した者をもって充てる。

(任期)

第8条 役員の任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(種類)

第9条 この会の会議は、総会、理事会および役員会とする。

(招集)

第10条 会議は、会長が招集し、議長には会長があたる。ただし、総会の議長は、出席者のなかから選出するものとする。

第11条 会議は、構成員の過半数の出席者がなければ開会することができない。

第12条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6章 総会

(総会)

第13条 総会は、この会の最高議決機関である。

2 総会は、役員および代議員をもって構成し、毎年1回会長が招集して開催する。

3 会長が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。

4 代議員の3分の1以上の要求があるときは、臨時総会を開かなければならない。

(代議員)

第14条 代議員は、各種団体および機関から選出した者をもって充てる。

代議員の定数は、別に定める。

- 2 代議員は、総会において議案審議をするとともに、専門部会のいずれかに所属し部活動を推進する。

(付議すべき事項)

第15条 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の改廃に関する事。
- (2) 事業の計画および報告の承認に関する事。
- (3) 予算の決定および決算の承認に関する事。
- (4) 役員を選任に関する事。
- (5) その他、会長が特に重要であると認めた事。

第7章 理事会

(構成)

第16条 理事会は、総会に次ぐ議決機関であり、会長、副会長、会計、事務局長および専門部長、専門副部長、進路保障部会班長をもって構成する。

(付議すべき事項)

第17条 理事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 役員会提案事項の審議、承認に関する事。
- (2) 総会提出事項の審議に関する事。
- (3) 細則の制定、改正に関する事。
- (4) 補欠役員を選任に関する事。
- (5) その他、必要な事項。

第8章 役員会

(構成)

第18条 役員会は、会長、副会長、会計、事務局長をもって構成する。

(付議すべき事項)

第19条 役員会は、本会の企画ならびに執行機関であって、総会および理事会において決定された事項を執行する。

第9章 専門部会

(構成)

第20条 この会に、専門部会を置く。

- 2 専門部会の、構成ならびに運営については、別に定める。

第 10 章 事務局

第 21 条 事務局の、構成ならびに運営については、別に定める。

第 11 章 会計

(会計)

第 22 条 この会の会計は、分担金、補助金、賛同金、その他の収入をもって充てる。

2 会則第 4 条にかかげる団体および機関は、年額 3,000 円の分担金を納入するものとする。

3 会則第 2 条にかかげる目的に賛同する者は、1 口 500 円の賛同金を納入することができる。

第 23 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 31 日までとする。

第 12 章 その他

(会則の改廃)

第 24 条 会則は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改廃することができる。

第 25 条

この会則に定めるもののほか、必要な事項については、会長が理事会に諮り、別に定める。

付 則

この会則は、昭和 45 年 6 月 2 日から施行する。